

現代会計時評

第9回 負の「のれん」の正体と会計処理

駒澤大学教授 石川純治

伊勢丹・三越の統合と負ののれん

M&Aで発生する「のれん」(営業権)といえ
ばすべて正ののれん(超過収益力)と思われがち
だが、現実には負ののれんが存在することもま
れではない。今回は、伊勢丹と三越の経営統合
のケースをみることで、負ののれんの正体に迫
ってみる。そして、その会計処理をその基礎に
遡ってみることで、現代の会計の特徴的な側面
もみてみたい。

伊勢丹と三越が昨年4月に正式に経営統合し
たが(三越伊勢丹HD)、その際、巨額の負のの
れん700億円が生じた。三越伊勢丹HDのケー
スだけでなく、負ののれんを計上している企業
はけっこうある。例えば、金額の大きなものは
三菱地所や平和不動産、同じ百貨店では大丸・
松坂屋のケースがある。

これまでの会計処理では、その理論的側面は
後述するが、負ののれんは負債に計上し20年以
内に償却する。そして、毎期の償却額は費用な
らず利益(営業外収益)となる。正ののれん(資
産)の毎期償却=費用とは対称的に、負ののれん
(負債)の毎期償却=収益、というわけだ。この
償却利益はけっこう大きな金額になるだけに、
業績のかく乱要因(負ののれん代償却の利益押し
上げ効果)になる。

なぜ生じるか

では、そもそもなぜ負ののれんが生じるのか。
その1つの理由に割安購入があげられる。伊勢
丹は三越を割安な価格で買ったというわけであ

る。端的には、三越の銀座店などの土地の時価
が都心部の不動産取引の活況で高騰、統合比率
にその含み益が十分反映されていないという点
である。買収額が土地の時価を反映しないなら、
三越にとって経営統合よりも売却した方が合理
的といえる。だが、そう単純な比較はできない。
統合比率の算定基準には両社の株価が反映され
ており、株価はむしろ継続企業の価値評価であ
る。売却時価と継続企業の価値評価とは、その
前提がはじめから違うのである。百貨店として
やっていくことが大前提で、とりわけ大丸・松
坂屋グループとの激しい競争関係のもと(その
象徴が“銀座戦争”)、両社の相乗効果を期待し
ての経営統合なのである。

発生原因と会計処理

負ののれんの会計処理には、「資産価値修正
法」、「即時利益計上法」、「繰延利益法」がある
(この他に「持分修正法」)。

第1の資産価値修正法は、負ののれんの発生
原因を資産評価の不備(誤り)とみることから、
その資産から直接控除することになる。買収す
る三越の土地の過大評価に原因があれば、(借
のれん/(貸)土地、として土地の評価を支払額
相当に下方修正し、同時に負ののれんを消すわ
けである。つまり、負ののれんは本来ないのだ
が、それが買収する資産の過大評価に起因する
という見方なのである。

第2の即時利益計上法は、負ののれんを資産
の過大評価ではなく、むしろ割安購入とみるこ

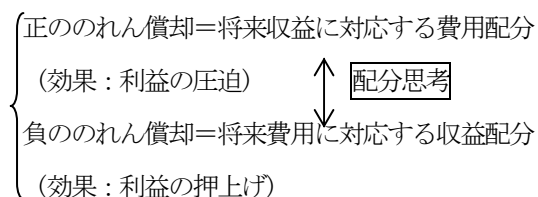
とからでてくる。三越の土地が過大評価なのでなく、むしろ買収額の方が過小評価、というわけである。この場合は、(借)のれん/(貸)買収利益、すなわち割安購入益が当期の利益として一括計上される。

第3の繰延利益法は、負ののれんの原因を将来の損失・費用の発生を見込んで買収対価を減額したことにあるとみる。三越の買収額は過小評価ではなく、経営統合にあたって将来発生する損失・費用(再構築費用)を見込んでの買収額というわけだ。この場合は、負ののれんを買収後の適当な期間に配分し、未配分ののれんが負債に計上されることになる。(借)当期分ののれん/(貸)当期分ののれん償却(収益)、である。

以上、負ののれんの発生原因がどこにあるか、その相違に応じて会計処理も異なるといえる。そして、第1と第2の会計処理では買収時に負ののれんは全額消されることになるが、第3の方法だけ負ののれんの期間配分がなされ、未償却分ののれんがB/S上に残ることになる。

一括利益計上へ配分思考の後退

わが国ではこれまで第3の繰延利益法が採用されてきたが、この方法は将来費用に対応する収益配分という点で、配分思考がその基礎にある。正ののれんの定期償却(費用)が将来収益との対応による費用配分であることと、まさに対称的な処理といえる(図参照)。



だが、国際会計基準(IFRS)とのコンパジェンスのもと、第2の即時利益計上法が浮

上した。すなわち、企業会計基準委員会は昨年12月に企業結合に関する新ルールを公表したが、その中で持分プーリング法の廃止とともに、負ののれんの一括利益計上が定められた。正ののれんの規則償却を廃止するかどうか、これが目下の議論の争点だが、それに先んじて負ののれんの新ルールが公表されたわけである。

ちなみにここで想起されるのは、配分思考に基づく資産・負債計上の典型例である繰延資産の(費用配分から)即時費用化とのある種の共通性であろう。そこに、資産・負債中心観の今日的台頭→従来の配分思考の後退→配分による資産・負債計上の回避、がみえるからである。

プリンシプル・ベースとの折り合い

ともかくも、負ののれんの発生原因は1つではない。したがって、理論的には負ののれんはその発生原因によって会計処理されるというのが筋だろう。IFRSの会計基準のあり方はプリンシプル・ベースといわれるが、そうであればこの発生原因が重要になり、会計方法はそれによって決まるといえるだろう¹。だが、今日の企業会計にあっては、(投資家目線での)「比較可能性」という“錦の御旗”のもと会計方法の画一化志向が強まっているようにみえる。

今回取り上げた負ののれんの一括利益計上への変更方向は、第5回の「後入先出法が廃止されるわけ」(本誌5月25日号)でもみた「資産負債中心観の台頭(ストック重視思考)→配分思考の後退→会計処理の画一化→経営者の意図を反映せず」と軌を一にしているといえる。

¹ プリンシプル・ベースの課題については、連載第4回『日本版ロードマップ』案の課題(本誌4月20日号No.2915)参照。

